

## 東北地方太平洋沖地震に関する市長メッセージ

3月11日、東北地方太平洋沖でマグニチュード9.0の巨大地震が起き、各地で津波が発生しました。未曾有の地震そして津波は東北地方・関東地方を中心に甚大な被害をもたらしました。

この度の災害は範囲が広く、また行政機能が麻痺している地域もあるため、被害の全貌はいまだ明らかになっておりませんが、死者と行方不明者は1万5千人を超えると報道されています。

亡くなられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、災害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

本市では、1日も早い被災地の復興のために、職員はもとより11万市民の英知を結集させ、最大限の支援を全力で行います。

人的支援・物的支援につきましては、県や関係機関と連携し進めてまいります。

まず、人命救助等の支援のため、高規格救急自動車1台を3月15日に被災地へ送ると共に、消防職員3名を17日に派遣致しました。

次に、水道供給の復旧支援のため、自動車1台、0.5トンの水タンク、発電機を3月15日に被災地へ送り、今後職員3名を派遣する予定です。

次に、被災者のメンタルヘルスケアのため、保健師2名を派遣致します。

さらに、義援金1,000万円を支出することを決定致しました。

過去に例がない規模の災害には、かつてない支援体制が求められます。

今後とも、11万市民とともに、本市としてできることを考え、あらゆる支援に全力を挙げて取り組んでまいります。

全市民、全県民、全国民が心をつなげて、国難を乗り越えましょう。

また、災害発生直後から、市役所内に義援金箱を設置し、職員及び市民の皆様方から義援金を募っております。皆様方のご協力をお願い申し上げます。

現在避難所で不安な日々を過ごされています多くの方々に1日でも早く安寧の日々が訪れますことを心から祈念申し上げます。 ※支援状況は、平成23年3月18日現在です。

平成23年3月18日

浦添市長 儀間 光男

# 国民年金保険料 学生納付特例制度

## 猶予申請受付を4月1日から開始します

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられています。

しかし、学生の方の多くは、収入が無いなどの理由で保険料を納めることが難しいため、申請により保険料の納付を猶予し、社会人になってから納めることができる「**学生納付特例制度**」が設けられています。

**対象者**  
大学・大学院・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校および職業能力開発校などに在学する学生で夜間部・定時制課程・通信制課程に在学する方

**審査基準**  
①本人の平成23年度の所得額（所得の目安118万円＋扶養親族の数×38万円）  
②災害・失業・事業の廃止など以上の点を日本年金機構が審査し、承認、却下が決定されます。

なお、免除申請する際は、前年度の所得の有無を確認しますので所得が有る方は申告が必要となります。また、失業されている場合は、所得の基準額より失業した人の所得が上回っているとき雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票等が必要です。

**猶予申請に必要な書類**  
①学生である身分が証明できるもの「**学生証**または平成23年4月1日以降に発行された**在学証明書**のいずれかが必要です。  
②前年度に所得が有る方で平成23年1月1日現在の住民登録が他市町村の場合は、所得証明書（扶養状況が記入されているもの）を提出してください。

**学生納付特例申請は、毎年申請が必要です。**  
学生納付特例の申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受け取る（ことができない）場合がありますので（ご）注意ください。

**【問い合わせ先】**  
市民課 国民年金係  
☎0876-12334  
(内線3111~3116)  
日本年金機構のホームページ  
<http://www.nenkin.go.jp/>  
でも案内しております。

## 学生納付特例期間の年金はどうなるの？

■「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います。

	納付	学生納付特例	未納
障害基礎年金・遺族基礎年金 (受給資格期間)	○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
<b>老齢基礎年金</b> 受給資格期間	○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
年金額に計算	○ されます	× されません	× されません

◇障害基礎年金および遺族基礎年金を受給するためには一定の受給要件があります。  
◇学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。そこで、学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。（ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。